



ステーブルコインに関する法規制の動向

弁護士 [金木 伸行](#)
弁護士 [前沢 匡紀](#)

1. はじめに

近年、金融庁が決済分野に特化して実証実験を支援する「決済高度化プロジェクト（PIP）」を設置¹するとともに、その第1号案件として、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行の3行によりステーブルコイン発行に関する実証実験²、また第2号案件として、前記の3行に野村証券株式会社及び大和証券株式会社を加えた5社による社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替が行われている有価証券のブロックチェーン上での取引並びにステーブルコインによる決済に関する実証実験が公表³されるなど、ステーブルコインに関するさまざまな取組みが進められています。

他方で、ステーブルコインは国境を越えた移転が容易であるという性質を有し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、無登録業者及び分散型取引所（DEX）への対応などが課題として指摘されており、これらの課題を踏まえた法規制の整備が先進国を中心に進められています。

本稿では、日本法におけるステーブルコインに関する法規制、海外におけるステーブルコインに関する法規制の動向について解説したうえ、最後にステーブルコインの主要なユースケースをご紹介します。

¹ 金融庁「決済高度化プロジェクト（PIP）の設置について」（令和7年11月7日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251107-2/01.html>

² 金融庁「「FinTech 実証実験ハブ・決済高度化プロジェクト（PIP）」支援決定案件について」（令和7年11月7日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251107-2/02.html>

³ 金融庁「「FinTech 実証実験ハブ・決済高度化プロジェクト（PIP）」支援決定案件について」（令和8年2月13日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260213.html>

2. 日本法におけるステーブルコインに関する規制について

(1) 資金決済法上の規定について

日本の資金決済法において、ステーブルコインは、「電子決済手段」として定義されています。そして、電子決済手段については以下の4類型が規定されています。

<電子決済手段の類型>

1号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等の購入等において、代価の弁済のために不特定の者に対して使用可能であり、不特定の者を相手方として購入及び売却できる財産的価値 ・ 通貨建資産 ・ 電子的方法より記録され、電子情報組織を用いて移転可能 ・ 有価証券、電子記録債権、前払式支払手段、特定信託受益権のいずれにも該当しないこと
2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定の者を相手に第1号に掲げる電子決済手段と相互に交換可能な財産的価値 ・ 電子情報組織を用いて移転可能 ・ 特定信託受益権に該当しないこと
3号 (特定信託受益権)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭信託の受益権 ・ 受託者が信託契約により受け入れた金銭を預貯金により管理⁴ ・ 電子的方法より記録され、電子情報組織を用いて移転可能
4号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号ないし第3号に準ずるものとして内閣府令で定めるもの（金融庁長官による指定）

このうち、国内事業者が発行している又は発行を検討している電子決済手段は、1号電子決済手段及び3号電子決済手段（特定信託受益権）であることから、以下ではこれらの電子決済手段に関する規制について解説いたします。なお、最後には電子決済手段に関する規制を整理した表を掲載しておりますので、ご参照ください。

(2) 1号電子決済手段の発行者規制

ア まず、1号電子決済手段を発行・償還する行為は、**為替取引**に該当するものと解され⁵、これを発行するには銀行業の免許又は資金移動業の登録を要します。

イ この点、国内当局のスタンスとしては、「銀行によるパーミッションレス型ブロックチェ

⁴ 改正資金決済法第2条第9項により、3号電子決済手段の発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、国債及び定期預金による運用を認められることとなります。

⁵ 金融審議会「資金決済ワーキング・グループ 報告」（2022年1月11日）22頁
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf

ーンを用いたステーブルコインへの関与については、銀行の業務の健全かつ適切な運営等と両立しない可能性が国際的にも示されている中、銀行の業務の健全かつ適切な運営等の観点から懸念があるため、銀行による電子決済手段の発行については慎重な検討が必要」とされており、現時点では、実務上、銀行が1号電子決済手段を発行することはできないと考えられております⁶。

ウ 次に、資金移動業については、第一種資金移動業（資金決済法第36条の2第1項）は、厳格な滞留規制が課されていることから（同法第51条の2）、具体的な送金指図なく利用者資金を受け入れることができません。また、第三種資金移動業（同法第36条の2第2項）は、5万円の送金上限が規定されていることから（資金決済法第36条の2第3項、同法施行令第12条の2第2項）、利用の場面が少額の決済の取引に限定されてしまいます。

そのため、実務上、第二種資金移動業者が発行者となることを前提に検討されています。後記4(1)のとおり、2025年10月には、日本のフィンテックスタートアップ企業であるJPYC株式会社（以下「JPYC」といいます。）が、1号電子決済手段を発行しました。もっとも、第二種資金移動業者は、1件当たり100万円以下の送金上限が定められ（資金決済法第36条の2第2項、資金決済法施行令第12条の2第1項）、100万円を超える利用資金を受け入れる場合の滞留規制が課されており、法人間取引など100万円を超える決済には利用できないという課題があります。

エ なお、資金移動業者は、利用者から受け入れた資金相当額につき、供託、履行保証金保全契約、信託のいずれかの方法により、保全する必要があります（資金決済法第43条ないし第45条）。この点については、破綻時には、必ず供託手続を通じて国が各利用者に返還することを要し、返還には最低170日必要であったことから、2025年6月に成立した資金決済法の改正法（以下「改正資金決済法」といいます。）においては、銀行等の保証機関による直接返還及び信託会社等による直接返還の方法が追加されることとなりました。

(3) 3号電子決済手段の発行者規制

ア 3号電子決済手段は、特定信託受益権として規定されており、特定信託受益権は、金銭信託の受益権であり、受託者が信託契約により金銭を受け入れることが前提となっていることから（資金決済法第2条第9項）、3号電子決済手段の発行者は、信託銀行（信託兼営銀行も含み、以下総称して「信託銀行等」といいます。）又は特定信託会社である必要があります（信託業法第2条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項）。そして、3号電子決済手段の発行及び償還は「特定信託為替取引」と定義されています（資金決済法第2条第28項）。

イ 信託会社が3号電子決済手段を発行する場合、特定資金移動業の届出を行う必要があります

⁶ 金融庁「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」・「(別紙1) 電子決済手段等関係」(令和5年5月26日) No.8 回答等
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/01.pdf>

(資金決済法第 37 条の 2 第 3 項)、第二種資金移動業と同様に 100 万円の送金上限が設けられているものの、業務実施計画につき、当局の認可を受けた場合には、100 万円以上の送金を行うことも可能となります(同条第 2 項、第 40 条の 2 第 1 項、資金決済法施行令第 12 条の 4)。

ウ 他方で、信託銀行等が 3 号電子決済手段を発行する場合、信託銀行は銀行業の免許に基づき、送金上限なく、特定信託為替取引を業として営むことができます。ただし、信託銀行が新たに特定信託受益権を発行する場合、当局に対し、事前届出を行う必要があります(兼営法第 8 条第 2 項第 2 号、同法施行規則第 39 条第 3 項第 1 号、第 4 項)。

エ なお、3 号電子決済手段は、金銭信託の受益権という権利の性質上、分別管理されることとされており、1 号電子決済手段のような供託等による資産の保全義務は課されていません。

(4) その他の発行者規制

1 号電子決済手段及び 3 号電子決済手段のいずれの発行者についても共通して、発行する電子決済手段の性質やリスクその他の情報提供が義務付けられています(資金決済法第 51 条、資金移動業者に関する内閣府令第 29 条の 2、第 29 条の 3)。

また、いわゆるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、犯罪行為が行われた疑いがあると認める場合に為替取引の停止等の措置を講じる義務を負います(資金移動業者に関する内閣府令第 31 条第 1 号)。

さらに、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合は、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置⁷を講ずる義務を負います(資金移動業者に関する内閣府令第 31 条第 5 号)。

(5) 仲介者規制

ア 電子決済手段等取引業

電子決済手段に関し、次の各行為のいずれかを業として行う者は、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります(資金決済法第 2 条第 10 項、第 62 条の 3)。

- ① 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換
- ② ①に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 他人のために電子決済手段の管理をすること
- ④ 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少さ

⁷ 資金移動業ガイドラインⅡ-2-2-1-1(9)。

せること

- ・ 当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること。
- ・ 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させること。

イ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者

改正資金決済法においては、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」（改正資金決済法第2条第18項）という新たな仲介者制度が新設されました。

電子決済手段との関係では、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業とは、「電子決済手段等取引業者以外の者が、**電子決済手段等取引業者の委託を受けて**、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を**当該電子決済手段等取引業者のために行うこと**」と規定されており、当該業務を実施するためには金融庁への登録を要します（改正資金決済法第63条の22の2）。

また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者においては、銀行代理業や金融仲介業者のような所属制が採用されており、所属電子決済手段等取引業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行った電子決済手段仲介行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負うと規定されています（改正資金決済法第63条の22の14第1号）。

【表】電子決済手段に関する法規制

	1号電子決済手段	3号電子決済手段
発行者	銀行、資金移動業者	信託銀行（信託兼営銀行） 特定信託会社
仲介者	電子決済手段等取引業者 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（新設）	
管理者	電子決済手段等取引業者	

(6) 近時の法改正の動向

金融庁は、改正資金決済法の成立を受け、政省令等の改正等を行っており、2025年12

月 16 日に「令和 7 年資金決済法改正に係る政令（案）等に対するパブリックコメントの実施について」（以下「政令パブコメ」といいます。）が公表され⁸、2026 年 1 月 26 日に「令和 7 年資金決済法改正に係る告示（案）等に対するパブリックコメントの実施について」（以下「告示パブコメ」といい、「政令パブコメ」と併せて「本パブコメ」といいます。）が公表されており⁹、今後も資金決済法をはじめとする法令等の改正の動向を注視する必要がございます。本パブコメについては、別途金融法務に関するニュースレターにおいて解説することを予定しております。

3. 海外におけるステーブルコインに関する法規制

(1) 総論

我が国以外の諸外国においても、ステーブルコインに関する法令が整備されております。以下では、代表的な米国、EU 及び香港におけるステーブルコインに関する法規制に関して解説いたします。なお、これらの国々によるステーブルコインに関する法規制の整備されていることも相まって、国際決済銀行（BIS）、金融安定理事会（FSB）及び国際通貨基金（IMF）等の国際的な金融関連機関がステーブルコインに関する報告書等を公表しています¹⁰。

(2) 米国

米国では、これまで州法でのステーブルコインに関する法規制は存在していたものの、連邦法での法規制は存在していませんでした。そのような中、トランプ政権発足後、連邦法におけるステーブルコインに関する法規制の整備が進められ、2025 年 7 月に GENIUS Act（Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act）が成立しました。

GENIUS Act では、連邦預金保険公社による保険の対象となる預金を取り扱う金融機関（以下「付保預金取扱金融機関」といいます。）の子会社、ノンバンクが発行者（Federal qualified payment stablecoin issuer）として規定されています。他方で、付保預金取扱金融機関自体は、permitted payment stablecoin（以下単に「ステーブルコイン」といいます。）の発行者として認められていません。

また、GENIUS Act では、ステーブルコインに利息及び利回りを付すことが禁止されており、裏付資産は、93 日以内の米国債など、価値が安定し、流動性が高いものに限定されています。

利用者保護の観点では、発行体は「適時（timely）」かつ「額面」どおりの価格で償還する法的義務を負い、その手順をユーザーに明確に提示しなければなりません。なお、GENIUS

⁸ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251216/20251216.html>

⁹ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260126/20260126.html>

¹⁰ BIS “Stablecoin-related yields: some regulatory approaches” (<https://www.bis.org/fsi/fsibriefs27.htm>) , FSB “Thematic Review on FSB Global Regulatory Framework for Crypto-asset Activities”(<https://www.fsb.org/2025/10/thematic-review-on-fsb-global-regulatory-framework-for-crypto-asset-activities/>), IMF “Understanding Stablecoins” (<https://www.imf.org/en/publications/departamental-papers/issues/2025/12/02/understanding-stablecoins-570602>) などが公表されています。

Act では、具体的な償還期限の日数が定められておらず、今後整備される下位法令にて規定されるものと思われます。

さらに、透明性確保のために厳格な開示制度が採用されています。発行体には毎月の準備資産明細及び流通量の公表が求められ、それらには外部の公認会計事務所による精査と、発行体の CEO（最高経営責任者）及び CFO（最高財務責任者）による認証を付すことが義務付けられています。さらに、流通規模が 500 億ドルを超えるような大規模な発行体に対しては、年次の監査済み財務諸表の公表も義務付けられます。

(3) EU

EU では、2024 年 6 月に施行された暗号資産市場規制（Markets in Crypto-Assets Regulation、以下「MiCA」といいます。）において、ステーブルコインに関する規定が設けられております。MiCA では、ステーブルコインを単一の法定通貨に連動する e-money token（EMT）と、複数の資産や商品を裏付けとする asset-referenced token（ART）の 2 つの類型が規定されています。

発行主体は銀行や電子マネー機関などの機関に限定され、発行額に対し 100%以上の高品質かつ高流動な裏付け資産（HQLA）額面での償還、ART の場合は額面又は市場価値での償還を「遅滞なく」行う権利が法的に保証されています。

特に市場への影響が大きい「重要トークン（Significant EMT / Significant ART）」については、各国当局ではなく欧州銀行当局（EBA）が直接監督することとされています。重要トークンの発行体には定期的な外部監査が義務付けられています。

(4) 香港

香港では、2025 年 8 月に Stablecoins Ordinance が施行されました。Stablecoins Ordinance では、ステーブルコインの発行体は香港金融管理局（HKMA）のライセンス取得が義務付けられています。

発行額の 100 パーセント以上の準備資産を分別管理することや請求から可能な限り速やかに額面価格で償還することを義務付けており、手数料も運用コストに見合った範囲に制限されます。発行体には定期的な外部監査が義務付けられています。

4. ステーブルコインの主要ユースケース

(1) 国内事例

JPYC は、2025 年 8 月 18 日に第二種資金移動業者の登録を行い、同年 10 月 27 日、1号電子決済手段として日本円連動型ステーブルコイン「JPYC」を発行しました。1JPYC は 1 円で償還が可能であり、JPYC EX プラットフォームを通じて発行・償還が行われます。

(2) 海外事例

海外においては、Tether 社の発行する USDT の発行残高が約 1730 億米ドル、Circle 社の発行する USDC の発行残高が約 730 億米ドルとなっております。これらのステーブルコインはいずれも米ドル連動型のステーブルコインであり、これらの発行残高を合わせると全てのステーブルコインの発行残高の 80 パーセント以上のシェアを占めています¹¹。USDC については、GENIUS Act に準拠していると公表されており、GENIUS Act 施行後も影響を受けないものと思われます。他方で、USDT は、GENIUS Act に準拠していないことから、Tether 社は、パートナー企業である Anchorage Digital Bank が発行体となることにより GENIUS Act に準拠するステーブルコインである USAT を発行しています。

また、USDC は、Black Rock が発行するトークン化マネーマーケットファンドである「BUIDL」(BlackRock USD Institutional Digital Liquidity Fund) への出資及び同ファンドからの償還に活用されており、ブロックチェーン上で取引を完結することにより、24 時間、365 日の取引を実現しています。

なお、資金決済法上、USDT 及び USDC は、「外国電子決済手段¹²」(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 30 条第 1 項第 5 号) に該当します。このうち、USDC については、日本国内での流通が認められているものの、1 件当たり送金上限は 100 万円とされています(同条 1 項第 6 号口)。

5. まとめ

海外においては、クロスボーダー決済やトークン化された金融商品の取引にステーブルコインが利用されるなど、ステーブルコインの利用が急速に拡大しています。前記 3 のように、国際的に法規制が整備されつつあるものの、国ごとにステーブルコインの法規制の有無及び法規制の内容に差異があり、この差異(Arbitrage)を利用したビジネス展開もみられます。ステーブルコインについては、マネー・ローンダリングやテロ資金供与のリスク等の課題があり、今後は国際的に法規制を平準化し、現状の課題を克服しつつ、イノベーションを促進する法的枠組みを構築する必要があると考えます。

我が国においては、他国に先行して電子決済手段に関する法整備が行われたものの、諸外国に比して、電子決済手段による取引が伸び悩んでいるのが現状です。今後は銀行や信託銀行といった伝統的な金融機関が電子決済手段を発行し、当該電子決済手段がトークン化された金融商品取引の決済に活用されることになれば、電子決済手段の取引量は拡大するものと思われます。そして、電子決済手段及びトークン化された金融商品取引の拡大には、リスクベースで資金決済法等の法令を見直していくことが前提となります。近年、電子決済手段に関する法規制

¹¹ rwa.xyz”Stablecoins”
<https://app.rwa.xyz/stablecoins>

¹² 外国において発行される法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律又は信託業法に相当する外国の法令に基づく電子決済手段

が見直されつつあるのは、電子決済手段及びトークン化された金融商品取引の拡大もその目的にあるものと思われ、今後も電子決済手段に関する法規制の動向を注視していく必要があると考えます。

【執筆者】



金木 伸行（弁護士）

E-mail: nobuyuki.kaneki@iwatagodo.com

都市銀行法務部や海外法律事務所勤務などの経験を踏まえ、国内外の銀行・証券会社・保険会社・リース会社等の金融機関、また近時は FinTech やブロックチェーン開発事業者等に対し、金融規制全般やマネロン・暴排対応、不祥事件対応、コンプライアンス態勢整備等に関する助言を行う等、金融分野における幅広いリーガルサービスを提供する。



前沢 匡紀（弁護士）

E-mail: masanori.maezawa@iwatagodo.com

慶應義塾大学法学部卒業、一橋大学法科大学院修了、2023年弁護士登録。コーポレート、M&A、紛争解決、TMT、知的財産、労務、税務、非営利組織の組成運営に関する法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。